

木曾街道

同國大上郡
一高宮彦根江
同國蒲生郡
同國神崎郡
同國野淵郡
同國愛知川二里
同國吉蘇信州安曇郡
同國草津一里半

一武佐三里半
從江戸米津迄
道法合百二十九里十五丁五十三間
小笠原能登守領分

一守山草津一里半
松平伊預守領分

〔書言字考節用集二乾坤〕木曾路本字岐嶺、續日本紀
○作吉蘇信州安曇郡

〔道中秘書〕木曾路名目之事

天保九戌年三月、尾張殿御城附る書面、中山道須原宿西助郷誓詞之義ニ付、御答下ケ札之内、
木曾路と有之候は、領分中、中山道筋一般の義と相心得可然哉、又は熱川より馬籠迄拾壹ヶ宿之義
と相心得可然哉之事、

接拶書面、熱川より馬籠迄を木曾路と申習はし候事、

〔遊囊賸記二十五〕木曾路ハ、美濃ヨリ信濃ニ入立總稱ナリ、但右ニ御坂トイフハ、坂本ヨリ惠奈ガ
岳ヲ踰テ、伊奈ヘ出ルコトニテ、今ノ馬籠峠ニハアラズトナム、今朝ノ雨ニ雲閉テ行先クラシ、中
津川ニ憩ヒ、木曾川ヲ左ニ見テ峻嶮ヲ越ユ、

〔橋庵漫筆二〕木曾街道は、往古は今のごとく人馬の往來決してなしと見えたり、謡曲の山姥の發
端に、善光ぞと影たのむと次第を作れり、一部の趣意は、都の舞女信州善光寺詣を志し、越路へむ
かひ、越後のあげ路の山にて山姥に逢し旨なり、誠に昔は今葛橋峯の渡しなども、棧の中にもま
ぢり、中々たやすく他邦のもの、渡り得べき路程ならず、實に命をつなぐと云しごとく樵夫も
行なやみし歟、京都より百里に足らぬ信州善光寺へ貳百里も有越後廻りをするを見るべし、平
家既に關東へ向ふにも、北陸道へ出たり、木曾殿これに向はるゝに、萬一木曾路自由ならば、美濃
路を経て兵を分ち、平家の糧道を斷るべきに、俱利迦羅に向はるゝに、萬一木曾路自由ならずと
思はる、加能越を越て信州に至る順路明らかし、玄かるに昭平貳百年已來、莫大の人工を以、斷岸